

西尾市民病院医療情報システム更新支援業務仕様書

1 業務名

西尾市民病院医療情報システム更新支援業務

2 業務の目的

本業務は、令和8年度から令和9年度にかけて予定している西尾市民病院（以下「当院」という。）の医療情報システム更新に向けて、当院の現状や課題を的確に把握し、ICTを活用した業務改善の提案、選定のための要求仕様書の作成及びベンダーの選定支援等を実施するにあたり、専門的な知見等を有し、当院以外でも更新支援の経験を有する事業者にコンサルティング業務を委託し、医療情報システム更新に係る業務を円滑に進めるとともに、当院に最適なシステムの導入を行うことを目的とする。

3 業務の内容

受託者は、以下の業務を行うこと。

(1) 基本的事項

- ① 本業務にあたり、担当者と十分な打ち合わせを行い、必要な場合には協議し、信義に従って誠実に履行すること。
- ② 月2回以上の対面打合せ、また、週に1回程度、電話やオンライン打ち合わせを実施し、スケジュールの進捗状況及び懸案事項等を事務局と調整すること。
- ③ 上記の他、西尾市民病院DX推進委員会などに参加し、課題への対応方針に係る討議、進捗・品質管理上の課題に係る助言・支援を行うこと。
- ④ 各会議、打ち合わせへの参加にあたり、事前確認、及び状況把握に必要な情報のやり取りを当院担当者と実施すること。なお、会議にて必要な資料は、受託者において用意すること。
- ⑤ システム選定の過程や決定事項等については、適切な記録と管理が必要であるため、受託者が参加したヒアリング、会議、打合せ等の議事録を作成すること。
- ⑥ 業務期間内において、プロジェクト遂行に係る事務局及び担当者からの問合せ・相談事項への対応を行うこと。
- ⑦ 各助言・支援に関しては、各種関連ガイドラインや政策動向、当院の置かれた状況、一般的な医療情報システムに係る技術的な潮流などを総合的に勘案した上で、取り得る方向性を踏まえて実施すること。
- ⑧ 進捗が思わしくない部分については解決方法を検討するとともに、当院やシステム会社の意見を踏まえてスケジュールに沿った作業となるよう調整を図ること。
- ⑨ システム導入について合理的なコスト削減及びサービス向上を実現するため、システムメーカーに対し必要な折衝を実施するとともに、将来的に有効な関係構築の見通しが立つようバックアップすること。

(2) 現状分析

- ① 現行の電子カルテシステム、医事会計システム及び部門システム、ネットワーク等から構成される医療情報システムについて整理すること。
- ② 医療情報システムとのデータ連携が行われている部門システム及び接続されている主たる医療機器について確認を行うこと。
- ③ 分析、確認した内容を取り纏め、「現状調査報告書」の作成を行うこと。

(3) 課題、要望等の抽出及び整理

- ① 院内関連部署のヒアリングを実施し、課題、要望等の取り纏めを行うこと。
- ② 医療情報システムを構成する各システム会社へのヒアリングを実施し、その内容について課題の調査・分析を行うこと。
- ③ 調査・分析の結果については、「医療情報システム整備方針」として取り纏め、当院の医療情報システム更新検討に資する参考資料とすること。
- ④ 取り纏めた資料を基に、当院の医療情報システム更新を適正に行うための基本的な方針・更新範囲及び調査方針・スケジュール等について当院と検討すること。
- ⑤ 予算計画の策定に資するシステム導入費用、保守費用等に関する概算見積等を候補となるシステムベンダーから取得・整理し、データ移行費及び運用保守費を候補となるシステムベンダーから取得・整理し、データ移行費及び運用保守費を含めたシステム導入費を積算のうえ、機能と経済性のバランスを鑑みてシステム導入予算の策定に係る支援及び助言を行うこと。

(4) 基本計画の策定

- ① 医療情報システムの現状を踏まえて経営層へのヒアリングを行い、今後取り組むべき課題や、将来的な病院経営に寄与する次期医療情報システムのあり方について検討すること。
- ② 医療情報システムの現状や西尾市民病院経営強化プラン（以下、「経営強化プラン」という。）等の内部要因の他、県・市の医療政策、厚生労働省のデータヘルス改革、国の医療DX推進政策、サイバーセキュリティ等の外部要因を踏まえた助言を行うこと。また、本仕様書に記述された内容にとどまらず、当院に有益な助言や情報提供を積極的に行うこと。
- ③ 当院では、関連大学医局、及び近隣の連携病院からの人事異動や派遣があった場合でも、効率的に継続して操作できることを重視している。次期医療情報システムの選定においても、関連大学医局等で稼働しているシステムを考慮したうえで助言・提案を行うこと。
- ④ システム更新範囲は、「7 医療情報システム更新対象」を想定している。
- ⑤ 医療情報システム更新を行うにあたり必要な基本的要件や、システム更新範囲、スケジュール、体制等を取り纏め、「基本計画書」を作成すること。

(5) 選定支援

- ① 医療情報システム整備方針や基本計画書を基に、「要件定義書」の作成を行う。
- ② 機器及びシステムの機能仕様策定については、経営強化プランをはじめとする当院の目的に合致する機能拡張性や将来性に対する評価や検討、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等に基づいたスペックや仕様を基本とした内容となるよう助言・支援を行うこと。
- ③ 必要に応じて院内での医療情報システムデモンストラレーションの開催に向けた助言、候補となるシステム会社と当院事務局との間の調整を実施し、各部署・部門職員の次期医療情報システムに係る理解や直近での技術的トレンドの把握の推進に努めること。
- ④ システムの機能要件だけではなく、システム構築業務要件や保守要件等についても必要な確認、協議を行い、これに基づく「要求仕様書」を作成すること。
- ⑤ 当院の予算の範囲を勘案した調達範囲の調整及び価格交渉等の支援を行うこと。また、導入費用を抑えられる工夫、または、助言を行うこと。
- ⑥ 要求定義書を基に概算費用を算出し、その内容を「概算予算資料」として提出す

ること。

- ⑦ 医療情報システム更新について、西尾市の規程に基づき、業者選定に必要な資料（評価基準等）の作成及び支援を行うこと。
- ⑧ 要求仕様書等に関する質問への対応を支援すること。
- ⑨ 当院および当院職員が必要としている機能を適正な価格で契約を締結するためのシステム会社から提示される契約内容の確認を行うこと。

4 実施体制

以下実施体制の要件を満たすこと。

- (1) 受託者は、医療情報システムの知識だけでなく、情報セキュリティ、個人情報の保護、システム監査、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン、厚生労働省等が定める標準規格などの知識を十分に有する人材を配置すること。
- (2) 過去5年間（令和2年度から令和6年度）において、100床以上の医療機関における医療情報システム更新支援業務に関するコンサルティング業務実績があるスタッフを配置すること。
- (3) 担当コンサルタントは、医療情報システム業界での10年以上の業務経験を有すること。（他社在籍期間を含めて良いものとする）。
- (4) 担当コンサルタントは、社団法人日本医療情報学会が認定する「上級医療情報技師」資格を有すること。（認定番号要報告）
- (5) 担当コンサルタントは、本業務完了まで継続して当院を担当する。やむを得ず人員の交代が必要な場合には、2カ月前に申し出を行うものとし、質の担保が可能な体制とすること。

5 その他

- (1) 当院及び受託者双方とも相手方の承認無くして、本業務に関連もしくは付随して知り得た知識または相手方の機密事項を、本契約の有効期間中のみならずその終了後も第三者に漏洩しないものとする。
- (2) 成果物に関する著作権は全て当院に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書の定めのない事項または本仕様書に疑義を生じた場合は、西尾市業務委託契約約款によるもののほか、当院及び受託者双方協議の上定めるものとする。
- (4) 本業務の受託者及び受託者のグループ会社は、今後予定している医療情報システムに関する更新業務を受託することはできない。
- (5) その他、本仕様書に定めない事項については、当院及び受託者と協議のうえ決定する。

6 成果物・納品物

受託者は、当院と協議の上、以下の成果品を納品するものとする。ただし、業務を遂行する中で必要に応じて資料を求めることがある。

- (1) 現状調査報告書
- (2) 医療情報システム整備方針
- (3) 基本計画書
- (4) 要件定義書
- (5) 要求仕様書
- (6) 概算予算資料

(7) システム調達関連資料

7 医療情報システム更新対象

更新及び導入を行う対象のシステムを下記のとおりとする。

(1) 電子カルテシステム

オーダーリングシステム、看護支援、DWH、統合部門システムを含む。なお、電子カルテシステムと連動することで、より効果的な活用が見込めるオプション製品（モバイル機器、業務負荷軽減、作業効率化、医療安全の向上、臨床判断支援、A I 問診等）

(2) 医事会計システム

レセプト電算、D P C、債権システム、DWHを含む

(3) ホスピタリティ

自動再来受付機、外来情報表示システム、診察状況通知システム等

(4) 文書管理システム

スキャンデータを e-文書法に対応した仕組みで原本として電子化できる製品

(5) 調剤支援システム

(6) 放射線科情報システム

(7) その他

電子カルテ情報共有サービス、セキュリティ対策（二要素認証等）、B C P 対策、I T 資産管理等、その他検討の途中で、対象システムが変更となる場合もあり得る。